



# 佐賀県公報

平成20年  
11月18日  
(火曜日)  
第 13103号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

○道路の区域の変更 (四一七・道路課) 一

○道路の供用開始 (四一八・〃) 一

### 公告

○土地改良区役員の退任届 (農地整備課) 二

○土地改良区役員の住所変更届 (〃) 二

○嬉野市下宿土地地区画整理事業の事業計画変更の認可 (まちづくり推進課) 二

○嬉野市下宿土地地区画整理事業の規約の認可 (〃) 二

### 選挙管理委員会事項

○政治団体の平成十七年分の収支に関する報告書の要旨の訂正 (公告) 三

### 公安委員会事項

○佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (規則・一一) 三

## ○ 告示

### ◎佐賀県告示第四百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十一月十八日から平成二十年十二月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		幅員 メートル	延長 メートル
	区間	変更前後の別		
一般国道 二六四号	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 一三番五地先から 佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 三五六番一地先まで	後 七二・〇 、 二二・九	五八・四	二〇五・九
	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 三五六番一地先まで	前 一九・〇 、 二五・〇		
一般国道 二六四号	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 一三番五地先から 佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 三五六番一地先まで	後 一九・〇 、 二五・〇	一八七・〇	一八七・〇
	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 三五六番一地先まで	前 一九・〇 、 二五・〇		

### ◎佐賀県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年十一月十八日から平成二十年十二月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松一三番五地 先から 佐賀市巨勢町大字牛島字一本松三五六番一地 先まで	平成二〇・一一・二一

## ○ 公 報

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐賀市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成20年11月18日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	吉浦 和俊	佐賀市兵庫町大字若宮2400番地	平成20年6月30日就任
"	眞崎 昭雄	" " 876番地	" "
"	江島 武義	" " 1305番地	" "
"	高取 常夫	" 金立町大字薬師丸971番地	" "
"	牟田 傳助	" " 大字金立1054番地1	" "
"	古川 恵久	" " 大字千布2029番地	" "
"	宮崎 惣助	" 久保泉町大字川久保2番地	" "
"	小野 郡三	" " 大字上和泉881番地	" "
"	森 茂樹	" " 大字下和泉1938番地1	" "
監事	林 秀昭	" 金立町大字千布2600番地	" "
"	山口 義憲	" 久保泉町大字川久保898番地	" "

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐賀土地改良区から次のとおり役員が住所変更した旨届出があった。

平成20年11月18日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	石丸 義弘	佐賀市東与賀町大字下古賀1866番地3	平成20年8月31日転居

土地区画整理法（昭和29年法律第119）第10条第1項の規定により、嬉野市下宿土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項にお

いて準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年11月18日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 土地区画整理事業の名称  
嬉野市下宿土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地  
嬉野市嬉野町大字下宿乙356番地2
- 3 施行認可の年月日  
平成19年8月13日
- 4 施行者の住所  
変更前  
嬉野市嬉野町大字下宿乙356番地2  
変更後  
嬉野市嬉野町大字下宿乙3252番地  
武雄市東川登町大字袴野15164番地8  
嬉野市嬉野町大字下宿甲985番地  
武雄市武雄町大字武雄3538番地16  
嬉野市嬉野町大字下宿甲2578番地2
- 5 事業年度  
平成19年度から平成20年度
- 6 公告の方法  
嬉野市役所嬉野総合支所の掲示板に掲示する。
- 7 変更認可年月日  
平成20年11月18日

土地区画整理法（昭和29年法律第119）第11条第4項の規定により、嬉野市下宿土地区画整理事業の規約について認可したので、同法第11条第8項の規定に

より次のとおり公告します。

平成20年11月18日

佐賀県知事 古川 康

1 土地区画整理事業の名称

嬉野市下宿土地区画整理事業

2 事務所の所在地

嬉野市嬉野町大字下宿乙356番地2

3 施行認可の年月日

平成19年8月13日

4 規約認可年月日

平成20年11月18日

### ○ 選挙管理委員会事項

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、真木和博後援会から平成20年8月13日に訂正の報告があったので、平成18年10月11日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨(平成17年分)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十年十一月十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀男

総括表の真木和博後援会の項中

「	131,345	131,345	0	0	131,345	」
を						
「	131,358	131,345	0	0	131,358	」
に改め、同項の収入						

の内訳のその他の収入の欄を次のように改める。

13

### ○ 公安委員会事項

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十八日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

#### ●佐賀県公安委員会規則第十一号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の

一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

八 自動車を運転する場合において、法第七十一条の五第二項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第九十一条の規定により当該普通自動車対応免許に法第七十一条の六第一項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いずに表示自動車(当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行して行く表示自動車が当該自動車との間に法第二十六條に規定する必要な距離を保つことができなくなるときは進路を変更しなごじう。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十一月十八日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社